

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人フードバンク福岡(2次)

団体代表者 役職・氏名

篠田陽二

法人番号

5290005016529

申請団体の住所

福岡市城南区友泉亭1-21

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

福岡市城南区友泉亭1-21

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割
一般社団法人全国フードバンク推進協議会	米山 廣明	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(１)欠格事由について

欠格事由について確認しました

(２)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(３)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(４)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業県連書類の提出

事業名

フードバンク中間支援団体育成事業

複数選択

休眠預金活用事業 事業計画書

 【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

必須入力セル	任意入力セル
	申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報			
申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	フードバンク中間支援団体育成事業	
	事業名（副）	継続支援のための地域連携の取り組み	
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク福岡	コンソーシアムの有無
実行団体団体	事業名（主）		
	事業名（副）		
	団体名		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
☐	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④働くことが困難な人への支援
☐	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
☐	その他の解決すべき社会の課題
	日本国内の食品ロス削減の取り組みによる環境、資源の保全

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	159/200字
まだ食べられる食品が多く捨てられている現状において、企業や農家あるいは個人から食品を提供してもらい、必要としている福祉施設や個人に届けることで、食品ロスの削減と生活困窮者の支援を行うとともに、食べ物を大切にする意識の醸成を図り、食を通じて人と人が繋がりが誰かが尊厳をもって暮らすことが出来る社会を作ることを目的としています	
(2)団体の概要・活動・業務	197/200字
フードバンクを活用した食品ロス削減事業を2017年～2019年にエフコープ生活協同組合、福岡県と実施、また、福岡市とフードバンク推進共働事業を2019年～2021年実施、福岡県の主要なフードバンク団体として活動し、久留米大学校内をはじめとして5施設を運用、活動実績として2023年度食品取扱量336t食品提供団体284団体へ対応、福岡県内を中心に他のフードバンク対して、食品提供、活動支援を実施	

II.事業概要					国外活動の有無		—		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期		(開始)	2024/12/1	(終了)	2026/3/31	対象地域	九州全域			本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目		中間受益者：行政福祉課・子ども食堂・子どもの居場所、無料学習会、子ども支援団体、老人福祉施設、障がい者福祉施設、自立支援組織、学校、社会福祉協議会、生活困窮者支援団体、ひとり親家庭支援団体 最終受益者：子ども、ひとり親家庭、障がい者、生活困窮者、外国人留学生、高齢者、自立支援対象者、					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目	年間1団体当たり30t×6団体=180t 192t÷4kg(1回あたりの提供量)=48,000人				
事業概要	540/600字	現在、九州全域で多くのフードバンク団体が活動していますが、2023年度九州のフードバンク登録団体数35団体、取扱量が1,382t1団体あたり39.5tの状況であり、100tを超えている団体は3団体のみとなっており、10t前後の取り扱い団体も多く、多くの方の支援要請に応えるために各地域のフードバンクを中心した数量的拡大のための基盤整備が必要である、解決策として、各地域の中核的フードバンクの基盤強化、育成をおこなうことで、地域の団体やフードバンク同士の連携を強め、食品提供の継続支援と幅広い方達への対応が可能になる取り組みをすすめます。更に中核的フードバンクのスキルアップを実現することで、多くの方が安心してフードバンクへ参加できる基盤を構築いたします。内容として、①各フードバンク団体の人員体制や倉庫スペースの確保②九州全域での食品配送インフラ整備③各フードバンク地域連携を考慮した3か年のアクションプランの作成(行動指針、基本計画、品質管理基等)/作成と運用 ④各地域での食品提供拡大の取り組みとあわせ、食品提供のための伴走支援の実施(九州において食品企業や物流が福岡に集中しており、食品提供を増加させるためには、フードバンク福岡を窓口とした食品提供のためのサポート体制を構築)										

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	400/800字
コロナによる失業、価格高騰により生活が逼迫し、生活費が食費にまで回らない状況が発生、更に行政によるセーフティネットが縦割りのため、生活弱者に対しての総合的な支援が不十分であるとともに、グレーゾーンと言われる層の方達への対応も不十分。特に、福祉分野での食品提供について行政が政策や方針をもたないため、行政等での対応できないにもかかわらず、多くの方達が支援を必要としている。 地域の団体が対応しようとしても、食品自体を持たない、食品提供のノウハウを持たない等のため、対応が出来ていない。 食品提供の必要な方達の状況が、子どもや障がい者を中心として潜在化しており、支援の必要な方に気が付かないまま状況が悪化して行くことも課題であり、食品提供をきっかけとして家庭の状況をはじめとして、支援の必要な状況が顕在化することで支援につながる流れが多く見受けられ、支援先としてフードバンクへの要請が多数寄せられている。	
(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	153/200字
多くの方達が食品提供を必要としているにも関わらず、受け皿として対応が求められる、フードバンクが、食品提供のノウハウを持たない、基盤整備が脆弱な状況であり、継続した取り組みと活動を拡大させるためには、各県で核になるフードバンクの育成が必要であり、施設、体制、インフラ整備のための資金の援助を必要としているため	

Ⅳ.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
各実行団体が地域において継続的な食糧支援をおこなうことで、年間600団体、個人支援2000世帯の方達の食生活の改善を実施している			①食品支援団体数、最終受益者数の把握 ②対象者のヒアリング調査による効果測定		各実行団体による提供団体、個別支援数の報告 アンケート調査による統計資料の作成		食品支援団体600団体 個人支援2000世帯		2026年2月	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
各実行団体が食品提供量が増加している			①自治体福祉課、社会福祉協議会等、連携する相談機関・窓口の数 ②食品提供先として連携する福祉施設・支援団体の数 ③各団体の取扱量の把握 ④地域のフードバンクとの連携		①②③各実行団体より毎月件数の集約を実施 ④連携状況の把握及び食品提供量の把握		①②③各実行団体より目標値、前年実績を集約 ③実行団体 6 団体180㍿(採択実行団体確定後調整) フードバンク福岡300㍿ 合計476㍿		2026年 2 月	

各フードバンク団体において基盤整備がすすみ、運営のための行動指針が明記されている		①アクションプランの作成 ②運用書の作成がおこなわれそれに沿って運用がおこなわれている ③人員体制の整備がすすんでいる	①作成の有無を確認 ②③活動報告書により確認	左記にて確認	①②③2026年1月
インフラの整備がすすみ、食品保管施設の拡大および配送インフラの整備がすすんでいる。		①保管施設の拡大状況の把握 ②フードバンク間の配送体制が整備されている(フードバンク福岡からの食品提供も含む) ③食品提供企業及び受取団体の食品流通の流れが整理され効率化されている	①保管施設取扱量の把握 ②実行団体フードバンクからの他のフードバンクへの食品提供量の把握 ③各フードバンクの業務フローの作成と確認	①②前年実績より110%を指標とす ③左記資料作成の有無	2026年2月
九州管内のフードバンクの情報共有が実施され、運営スキルの標準化がすすみ、多くの方が安心して参加できるフードバンクの取り組みとして認知されている。		①各実行団体による進捗報告会の開催による情報の共有化 ②食品企業含むシンポジウムの開催による認知度のアップとマッチングの取り組みを実施	①年2回開催 ②参加団体数	①左記の開催実施 ②参加団体数50団体、継続支援団体5団体	2026年8月、12月 2026年2月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
定期的な進捗確認の把握と課題の整理、事業計画の内容を事前評価し目標の設定を事業内容にあわせて調整、以降取り組み内容と課題の整理を双方で実施		2ヶ月に1回開催し進捗確認、課題整理、必要なサポートを実施 随時必要に応じて進捗確認と課題の整理を個別に実施	定例会における課題到達度の把握	事業計画に対して到達度の把握 各課題に対しての取り組み状況の確認 サポート内容の記録と以降の改善確認	2026年2月

アクションプラン等の運用基準の作成サポート		アクションプランの作成 食品管理基準の作成 各覚書の作成と運用 運用基準書の作成 ガバナンス規定の作成 上記の作成サポート及び運用の可否について確認	各内容の文書化の有無	文書化及び実施可能な内容の有無	2026年2月
実行団体への視察及び現地でのヒアリングの実施		現地において、実施計画と現状把握の内容を確認し、現在の状況にあわせた事業計画の修正、アドバイスを実施	現地視察をおこなう	現状の課題の整理についてアドバイスをおこない、事業計画の修正、到達点の確認	2066年11月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
各実行団体は子ども食堂、生活困窮者、ひとり親家庭等を支援する食品受け取り団体や個人の支援を増加させるとともに、一人当たりの食品提供量も増加させ、食生活の改善に役立っている	2026年2月	85/200字
独自の保管倉庫の拡大とあわせ、物流倉庫、レンタル倉庫等含めて、受け取り施設の拡大が図られ多くの企業個人からの食品支援に対応可能な体制を形成、	2026年2月	70/200字
アクションプラン、運用マニュアルを整備し、フードバンクの役割や責任を明確にすることで、行政、企業、個人が安心して参加できる組織として認知され、支援が多く寄せられる、あわせて自団体に対するリスク回避の取り組みとして位置づけられている	2026年2月	115/200字
多くの方に継続的な支援をするために、食品提供のための配送インフラの整備が実施され、食品企業やフードバンク間の提供のやり取り、福岡からの配送に対応するため、委託配送含む配送の定期便を構築	2026年2月	92/200字
行政、社協、学校、自立支援施設等とともにネットワークを構成し、各実行団体が緊急的な食支援の対応の受け皿として役割を果たしている	2026年2月	63/200字

(3)-2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
食品提供の伴走支援を実施し食品企業からの食品提供と九州内で配送インフラの整備・調整をおこなう。 福岡の企業を中心とした食品提供を九州管内で実行団体と一緒に作り上げていく	2026年12月	84/200字

各実行団体のアクションプラン、運用マニュアルの整備についてアドバイスをこない、文書化し作業フローに落としこむための業務アドバイスを実施	2026年2月
毎月の報告書類提出による事業計画進捗状況の確認と修正アドバイスを実施	毎月
各実行団体参加による意見交換会を実施淘汰状況の確認と今後の活動の参考とする 企業とのマッチングを兼ねた報告会を実施し認知度のアップとあわせ、取り組みへの参加要請を実施	2026年10月 2026年 2 月

68/200字

34/200字

83/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	6 団体
(2) 1 実行団体当たり助成金額	600万円
(3)案件発掘の工夫	九州農政局登録団体のリストによるメーリング案内、構成団体である全国フードバンク推進協議会より案内、Zoom等を活用したWEB会議による説明会も開催する。
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	審査スケジュール：2024年10月に実行団体を公募、2024年11月に申請団体の情報を取りまとめ、審査委員による審査を行う 審査員構成：大学教授、NPOの中間支援団体関係者、福祉施設代表、企業

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	PO2名（申請の公募、申請団体・審査委員との調整、実行団体への助言、ノウハウ支援、進捗状況の確認等の伴走支援） 事務局2名（会計、交流会・シンポジウムの開催、その他事務）
(2)他団体との連携体制	・各地域の協議会、九州農政局、食品企業、委託配送業者、各地域生協、コー九州事業連合
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	休眠預金事業に必要な規定は全て作成し、HPに公開している。理事会においてガバナンス、コンプライアンスの妥当性について弁護士と確認

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	なし	ありの場合 その詳細	
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
コンソーシアム構成団体である一般社団法人全国フードバンク推進協議会の実績として、 2023年度 2022年通常枠助成（7,540万円を6実行団体に助成） 2023年度 2023年新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠助成（5,394万円を7実行団体に助成中） 2023年度 オリックス宮内財団「第6回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（425万円を22団体に助成）			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	コンソーシアム構成団体実績36	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	コンソーシアム構成団体実績13,359万円
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
2023年度実績として他のフードバンクへの食品提供量7団体30㍑提供 福岡市との協働事業において、フードバンクアクションプラン、フードバンクガイドブック(消費者庁食品ロス削減ガイドブックへ掲載)の作成 実体調査として、食品受け取り団体、及び食品提供企業アンケート調査を実施し結果報告を動画にて配信 地域ネットワークのモデル事業として福岡県篠栗地区にて、地域でのアンケート調査と地域情報の分析をおこない、食を中心としたネットワークを行政。地域団体と構成 フードバンク強化対策事業において専門家派遣を実施			

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	18,429,250	23,883,240	42,312,490
実行団体への助成	18,000,000	18,000,000	36,000,000
－			
管理的経費	429,250	5,883,240	6,312,490

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	980,000	4,110,000	5,090,000
プログラム・オフィサー人件費等	930,000	3,720,000	4,650,000
その他経費	50,000	390,000	440,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	19,409,250	27,993,240	47,402,490

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2025/12/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	フードバンク中間支援団体育成事業	
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク福岡	

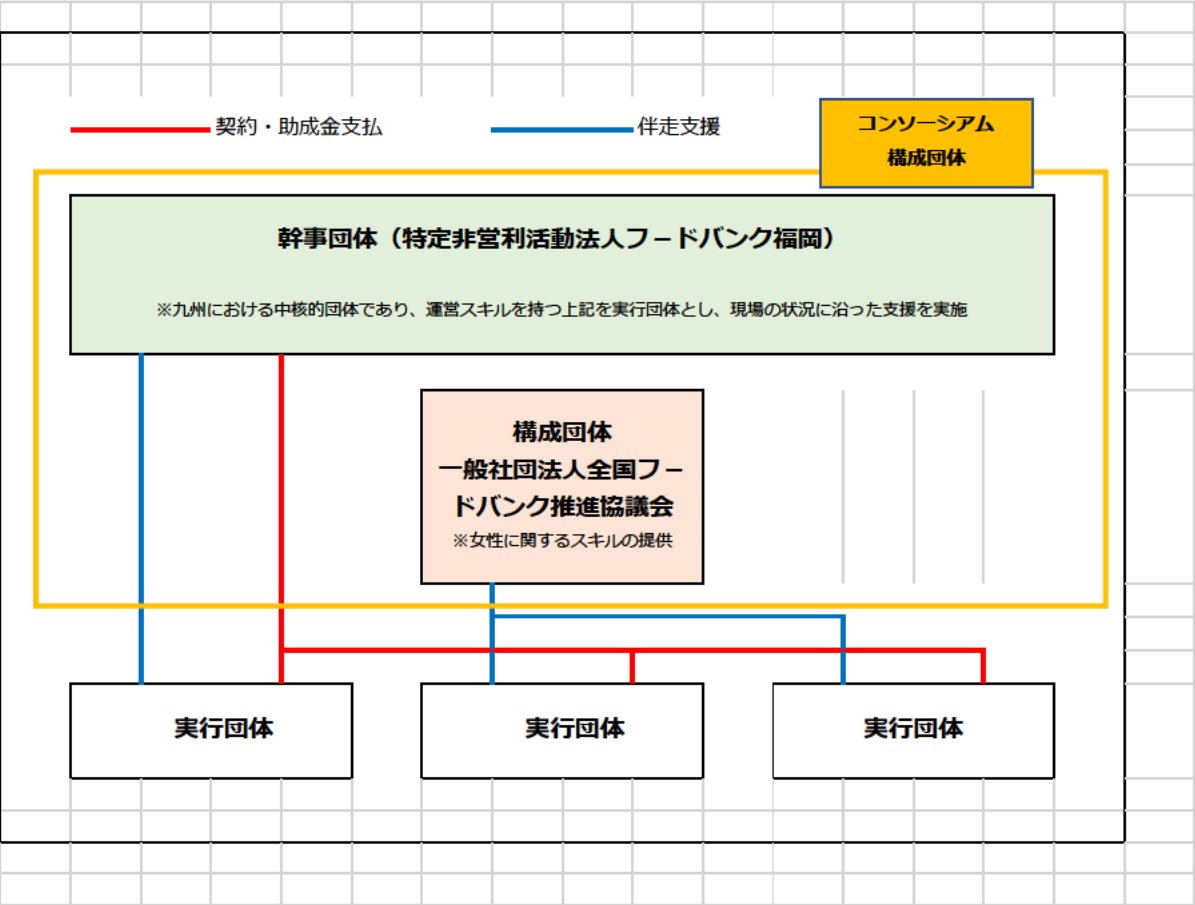
	合計	
事業費	42,312,490	
実行団体への助成	36,000,000	
管理的経費	6,312,490	
プログラムオフィサー関連経費	5,090,000	
合計	47,402,490	

コンソーシアムの実施体制表

1. コンソーシアムを組成する目的

フードバンク活動に実績をもち、九州の中核的団体である、特定非営利活動法人フードバンク福岡が幹事団体として事業を進め、助成事業や民間公益活動を支援する中間支援組織とし実績豊富な団体（一般社団法人全国フードバンク推進協議会）を構成団体とし、この間の助成に関するノウハウを活かして事業面の取り組みをサポートすることで、事業の円滑な推と成果をあげることを目的とします。

2. コンソーシアムの体制図



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		特定非営利活動法人フー ドバンク福岡	
郵便番号		814-0122	
都道府県		福岡県	
市区町村		福岡市城南区友泉亭	
番地等		1-21	
電話番号		092-710-3205	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://www.fbfukyoka.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2017/04/01	
法人格取得年月日		2017/07/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シノダ ヨウジ
	氏名	篠田 陽二
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	65
団体正会員 [団体数]	22
団体その他会員 [団体数]	43
個人会員・ボランティア数	114
ボランティア人数(前年度実績) [人]	92
個人正会員 [人]	14
個人その他会員 [人]	8

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-	
決済責任者 氏名／勤務形態	■	■
通帳管理者 氏名／勤務形態	■	■
経理担当者 氏名／勤務形態	■	■

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	コンソーシアム構成団体にて助成を実施

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金通常枠5984千円 休眠預金コロナ枠3,228千円、福祉医療機構4,100千円、農水食品受け入れ支援2期854千円、福岡市生活自立支援課500千円、マイファーム402千円、福岡県フードバンク推進協議会600千円

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		全国フードバンク推進協議会	
郵便番号		171-0014	
都道府県		東京都	
市区町村		豊島区池袋	
番地等		2丁目61-4 エヌアイビル 3F	
電話番号		03-6912-9444	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.fb-kyougikai.net/	
		https://www.facebook.com/foodbankalljapan/	
		https://twitter.com/fbkyougikai11	
設立年月日		2015/11/13	
法人格取得年月日		2018/02/23	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヨネヤマヒロアキ
	氏名	米山廣明
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	8
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	61
団体正会員 [団体数]	61
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	36
申請前年度の助成総額 [円]	13,359万円
助成した事業の実績内容	2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（11,703万円を51団体に助成） 2022年度 厚生労働省（2次補正予算）「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（1,663万円を35団体に助成） 2022年度 2021年度新型コロナウイルス対応支援助成（4,913万円を7実行団体に助成） 2023年度 2022年通常枠助成（7,540万円を6実行団体に助成） 2023年度 2023年新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠助成（5,394万円を7実行団体に助成） 2023年度 オリックス宮内財団「第6回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（425万円を23団体に助成）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	2016年 第1回こどもの未来応援基事業 「フードバンク等子ども支援団体への組織基盤強化事業」 事業内容：新設団体の立ち上げ支援、既存のフードバンク団体の基盤強化、食品寄贈企業の開拓とフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催
	2017年 第2回こどもの未来応援基事業 「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 事業内容：組織基盤強化を目的としたフードバンク団体への伴走支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催
	2018年 第3回こどもの未来応援基事業 「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 フードバンク団体の組織基盤強化を目的として組織診断及び課題解決策の立案・実施の支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、東北、関東、関西、九州における研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催
	2021年 2021年度通常枠実行団体「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に交換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ヨネヤマ ヒロaki	米山 廣明						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	代表理事			
2	OK	Abe トモaki	阿部 知幸						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
3	OK	Kikuchi Ken	菊地 謙						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
4	OK	Sasaki Kazuki	鈴木 和樹						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
5	OK	Saito Koko	齊藤 加代子						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
6	OK	Sakamoto Shin	坂本 新						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	監事			
7	check!												

規程類確認書

申請団体名	特定非営利活動法人フードバンク福岡
申請事業名	フードバンク中間支援団体育成事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: http://www.fbfukyoka.net/
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	
2	理事会規則	
3	役員の報酬等並びに費用に関する規程	
4	文書管理規程	
5	情報公開規程	
6	就業規則	
7	事務局規程	
8	給与規程	
9	コンプライアンス規程	
10	倫理規程	
11	旅費規程	
12	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	
13	内部通報規程	
14	謝金規程	
15	経理規程	
16	リスク管理規程	
17		
18		
19		
20		

規程類確認書

申請団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会
申請事業名	フードバンク中間支援団体育成事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: https://www.fb-kyougikai.net/kitei
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	
2	理事会規則	
3	役員の報酬等並びに費用に関する規程	
4	文書管理規程	
5	情報公開規程	
6	就業規則	
7	事務局規程	
8	給与規程	
9	コンプライアンス規程	
10	倫理規程	
11	旅費規程	
12	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	
13	内部通報規程	
14	謝金規程	
15	経理規程	
16	リスク管理規程	
17		
18		
19		
20		

特定非営利活動法人フードバンク福岡定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク福岡という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まだ食べられる食品が多く捨てられる現状において、企業や農家あるいは個人から食品を提供してもらい、必要としている福祉施設や個人に届けることで、食品ロスの削減と生活困窮者の支援を行うとともに、食べ物を大切にする意識の醸成を図り、食を通じて人と人とが繋がり、お互いを助け合い、分かち合う心を育み、誰もが尊厳をもって暮らすことができる社会を作することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① フードバンク事業
- ② フードバンク活動に係るネットワーク構築事業
- ③ フードバンク活動に関する普及啓発事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 広告掲載事業
- ③ 出版物の発行事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	雪田 千春
副理事長	永野 英男
理事	緒方 満

同	高橋 弘幸
同	岩崎 幹明
監事	大原 始

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金は 0 円とする。
 - (2) 年会費 正会員 (個人) 1 口 5, 0 0 0 円 賛助会員 (個人) 1 口 2, 0 0 0 円 (1 口以上)
(団体) 1 口 2 0, 0 0 0 円 賛助会員 (団体) 1 口 1 0, 0 0 0 円 (1 口以上)
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市博多区堅粕四丁目 1 番 12 号嶋井ビル 2 階 21 号に置く。

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業
- (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動
- (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援
- (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 会員である団体が解散したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、各社員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 各理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）及び監事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

（基金の拠出）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

第43条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員長は、理事会の決議によって選任する。

3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第44条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部知幸

設立時理事 太田茂雄

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人フードバンク福岡
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	387,537	
賛助会員受取会費	1,123,000	
【受取寄付金】		
受取寄付金	5,624,790	
資産受贈益	687,960	
【受取助成金等】		
受取助成金	15,277,766	
受取補助金	450,340	
【その他収益】		
受取利息	139	
雑収益	255,372	
経常収益 計		23,806,904
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料手当(事業)	4,717,095	
法定福利費(事業)	283,517	
人件費計	5,000,612	
(その他経費)		
印刷製本費(事業)	689,263	
会議費(事業)	355,250	
旅費交通費(事業)	1,267,290	
車両維持費(事業)	171,470	
通信運搬費(事業)	2,196,026	
消耗品費(事業)	647,622	
水道光熱費(事業)	422,987	
地代家賃(事業)	792,000	
賃借料(事業)	1,100	
減価償却費(事業)	343,990	
委託費(事業)	903,894	
租税公課(事業)	3,000	
雑費(事業)	28,900	
その他経費計	7,822,792	
事業費 計		12,823,404
【管理費】		
(人件費)		
給料手当(管理)	2,105,900	
人件費計	2,105,900	
(その他経費)		
会議費(管理)	5,850	
旅費交通費(管理)	197,890	
車両維持費(管理)	238,906	
通信運搬費(管理)	288	
消耗品費(管理)	68,705	
水道光熱費(管理)	340,797	
地代家賃(管理)	792,000	
保険料(管理)	141,301	
諸会費(管理)	25,000	
リース料(管理)	166,320	
減価償却(管理)	619,162	
修繕費(管理)	143,000	
租税公課(管理)	30,800	
支払手数料(管理)	20,405	
雑費(管理)	23,363	
その他経費計	2,813,787	

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人フードバンク福岡
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

管理費 計	4,919,687
経常費用 計	17,743,091
当期経常増減額	6,063,813
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	6,063,813
当期正味財産増減額	6,063,813
前期繰越正味財産額	17,102,418
次期繰越正味財産額	23,166,231

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人フードバンク福岡

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	387,537		387,537
賛助会員受取会費	1,123,000		1,123,000
【受取寄付金】			
受取寄付金	5,624,790		5,624,790
資産受贈益	687,960		687,960
【受取助成金等】			
受取助成金	15,277,766		15,277,766
受取補助金	450,340		450,340
【その他収益】			
受取利息	139		139
雑収益	255,372		255,372
経常収益 計	23,806,904	0	23,806,904
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当(事業)	4,717,095		4,717,095
法定福利費(事業)	283,517		283,517
人件費計	5,000,612	0	5,000,612
(その他経費)			
印刷製本費(事業)	689,263		689,263
会議費(事業)	355,250		355,250
旅費交通費(事業)	1,267,290		1,267,290
車両維持費(事業)	171,470		171,470
通信運搬費(事業)	2,196,026		2,196,026
消耗品費(事業)	647,622		647,622
水道光熱費(事業)	422,987		422,987
地代家賃(事業)	792,000		792,000
賃借料(事業)	1,100		1,100
減価償却費(事業)	343,990		343,990
委託費(事業)	903,894		903,894
租税公課(事業)	3,000		3,000
雑費(事業)	28,900		28,900
その他経費計	7,822,792	0	7,822,792
事業費 計	12,823,404	0	12,823,404
【管理費】			
(人件費)			
給料手当(管理)	2,105,900		2,105,900
人件費計	2,105,900	0	2,105,900
(その他経費)			
会議費(管理)	5,850		5,850
旅費交通費(管理)	197,890		197,890
車両維持費(管理)	238,906		238,906
通信運搬費(管理)	288		288
消耗品費(管理)	68,705		68,705
水道光熱費(管理)	340,797		340,797
地代家賃(管理)	792,000		792,000
保険料(管理)	141,301		141,301
諸会費(管理)	25,000		25,000
リース料(管理)	166,320		166,320
減価償却(管理)	619,162		619,162
修繕費(管理)	143,000		143,000
租税公課(管理)	30,800		30,800
支払手数料(管理)	20,405		20,405
雑費(管理)	23,363		23,363

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人フードバンク福岡

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

その他経費計	2,813,787	0	2,813,787
管理費 計	4,919,687	0	4,919,687
経常費用 計	17,743,091	0	17,743,091
当期経常増減額	6,063,813	0	6,063,813
【経常外収益】			
経常外収益 計	0	0	0
【経常外費用】			
経常外費用 計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	6,063,813	0	6,063,813
当期正味財産増減額	6,063,813	0	6,063,813
前期繰越正味財産額			17,102,418
次期繰越正味財産額			23,166,231

財産目録

特定非営利活動法人フードバンク福岡
全事業所

[税込] (単位: 円)
2024年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	212,076		
普通預金	20,523,031		
JAバンク休眠預金	576,922		
現金・預金 計	21,312,029		
(その他流動資産)			
前払費用	132,000		
その他流動資産 計	132,000		
流動資産合計		21,444,029	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
車両2台	298,124		
エアコン2台	147,589		
精米機	642,096		
パソコン7台	170,889		
冷凍・冷蔵庫4台	514,586		
固定資産合計	1,773,284	1,773,284	
資産合計			23,217,313
《負債の部》			
【流動負債】			
預り金	51,082		
流動負債合計		51,082	
負債合計			51,082
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		17,102,418	
当期正味財産増減額		6,063,813	
正味財産合計			23,166,231
負債及び正味財産合計			23,217,313

財務諸表の注記

特定非営利活動法人フードバンク福岡

2024年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法、法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で無形固定資産は定額法で償却しています。

【会計方針の変更】

【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

事業費の内訳（別紙）

特定非営利活動法人フードバンク福岡

科目	特定非営利活動に係る事業			合計
	フードバンク	ネットワーク構築事業	普及啓発	
(人件費)				
給料手当(事業)	3,301,966	471,710	943,419	4,717,095
役員報酬(事業)	0	0	0	0
法定福利費(事業)	198,462	28,352	56,703	283,517
人件費計	3,500,428	500,062	1,000,122	5,000,612
(その他経費)	0	0	0	
印刷製本費(事業)	482,484	68,926	137,853	689,263
会議費(事業)	248,675	35,525	71,050	355,250
旅費交通費(事業)	887,103	126,729	253,458	1,267,290
車両維持費(事業)	120,029	17,147	34,294	171,470
通信運搬費(事業)	1,537,218	219,602	439,206	2,196,026
消耗品費(事業)	453,335	64,762	129,525	647,622
水道光熱費(事業)	296,090	42,298	84,599	422,987
地代家賃(事業)	554,400	79,200	158,400	792,000
賃借料(事業)	770	110	220	1,100
リース料(事業)	0	0	0	0
減価償却費(事業)	240,793	34,399	68,798	343,990
広報費(事業)	0	0	0	0
委託費(事業)	632,725	90,389	180,780	903,894
租税公課(事業)	2,100	300	600	3,000
雑費(事業)	20,230	2,890	5,780	28,900
その他経費計	5,475,952	782,277	1,564,563	7,822,792
合計	8,976,380	1,282,339	2,564,685	12,823,404

※その他の事業については実施していません。

【固定資産の増減内訳】

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
車両運搬具	3,727,800	0	0	3,727,800	3,429,676	298,124
器具備品	1,058,688	0	0	1,058,688	997,731	60,957
什器備品	1,958,160	935,460	0	2,893,620	1,479,617	1,414,203
合計	6,744,648	935,460	0	7,680,308	5,907,024	1,773,284

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

普通預金内訳	3月末現在
福岡銀行A	17,757,894
JAバンク	844,835
西日本シティ銀行	1,920,302
合計残高	20,523,031

【役員との取引の内容】

科目(円)	
(活動計算書)事業費 人件費 給与手当	
財務諸表に計上された金額	4,717,095
内役員との取引	2,060,570

貸借対照表

特定非営利活動法人フードバンク福岡
全事業所

[税込] (単位: 円)
2024年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	212,076		
普通預金	20,523,031		
JAバンク休眠預金	576,922		
現金・預金 計	21,312,029		
(その他流動資産)			
前払費用	132,000		
その他流動資産 計	132,000		
流動資産合計		21,444,029	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
車両運搬具	298,124		
什器備品	1,475,160		
有形固定資産 計	1,773,284		
固定資産合計		1,773,284	
資産合計			23,217,313
《負債の部》			
【流動負債】			
預り金	51,082		
流動負債合計		51,082	
負債合計			51,082
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産	17,102,418		
当期正味財産増減額	6,063,813		
正味財産合計			23,166,231
負債及び正味財産合計			23,217,313